

## 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症患者急増により、自宅療養者や入院調整等により自宅で待機せざるを得ない方も増加している。このため、これらの方に対する支援体制の強化を図る。

## 2 健康観察体制の強化

### (1) 全自宅療養者・待機者への対応

- ア 感染予防対策の周知徹底（リーフレットの配布やホームページへの掲載）
- イ 健康観察アプリによる自己チェック（2回/日：7:00、15:00）
- ウ 電話による健康観察・随時相談（保健所、兵庫県看護協会に委託）  
※看護協会実施分：実1,054人、延べ5,900人（2月2日～4月26日）
- エ パルスオキシメーターの貸し出し（健康福祉事務所が配布又は食料品等配布時に送付）

### (2) 年齢や症状等に応じた特別な対応

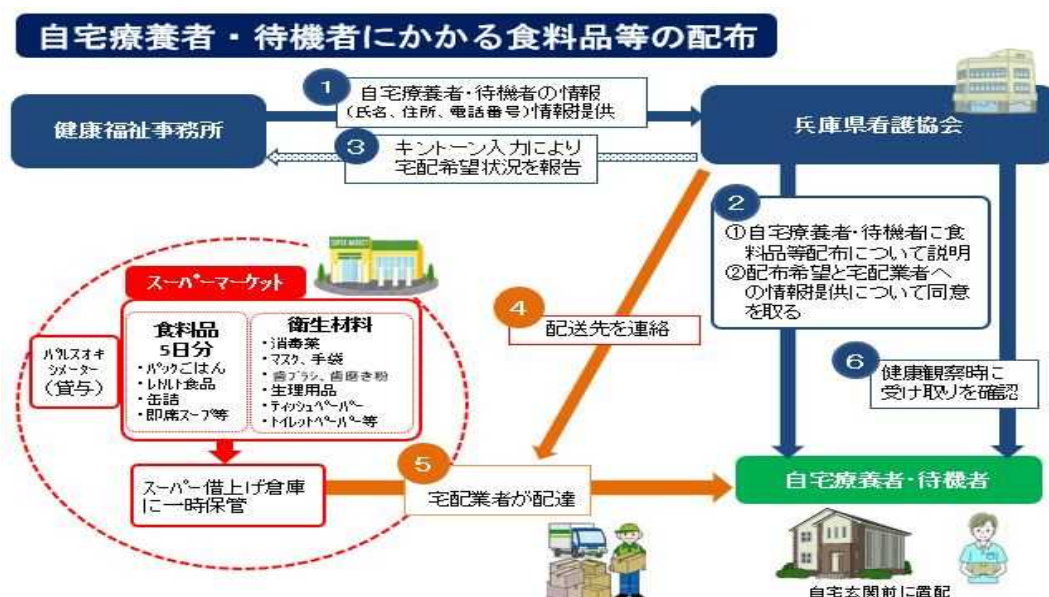
- ア 家庭訪問の実施（保健所保健師、看護系大学教員等）  
発熱や呼吸器症状有り、高齢者や基礎疾患を有する等、特に注意が必要な方に対し、家庭訪問を行い、パルスオキシメーターによる酸素飽和度のチェック等の観察を実施
- イ 健康観察を実施する保健師・看護師の募集  
看護系大学教員の募集（1/22～2/4、4/26～） 保健師バンクの活用（R3年12月設置）

## 3 食料品・衛生資材等の配布（4月12日～ 配布物の梱包及び宅配は業者委託）

### (1) 配布物：1セットは食料品5日分と衛生材料（待機期間の延長等、必要時複数セット配布）

- ・パックごはん、レトルト食品、缶詰、即席スープ等
- ・消毒薬、マスク、手袋、生理用品、ティッシュペーパー等
- ・パルスオキシメーター（貸与）

### (2) 配布状況：4月12日～27日 632セット



※ 保健所設置市が活用する場合：各保健所からの依頼を県が受け対応

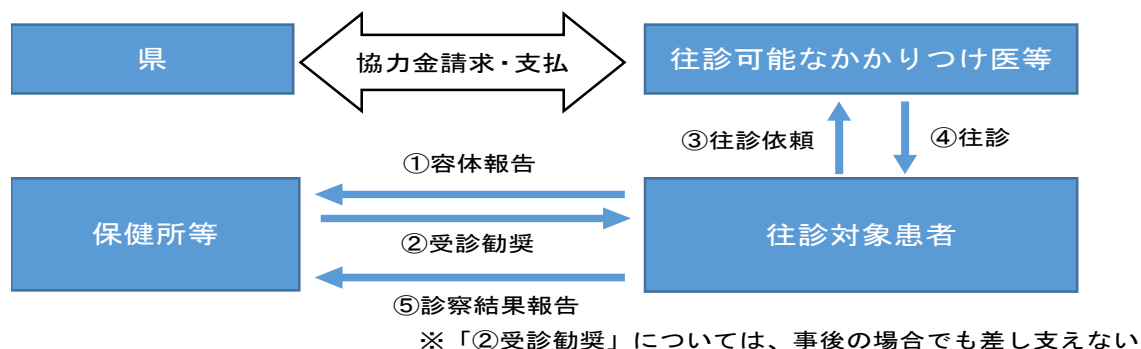
## 4 往診体制の構築

### (1) 県による往診支援(4月12日～)

保健所等において往診が必要と判断された場合、自宅療養者等への往診を行った医療機関に対し、協力金を支給する。(支援額：1日あたり50,000円)

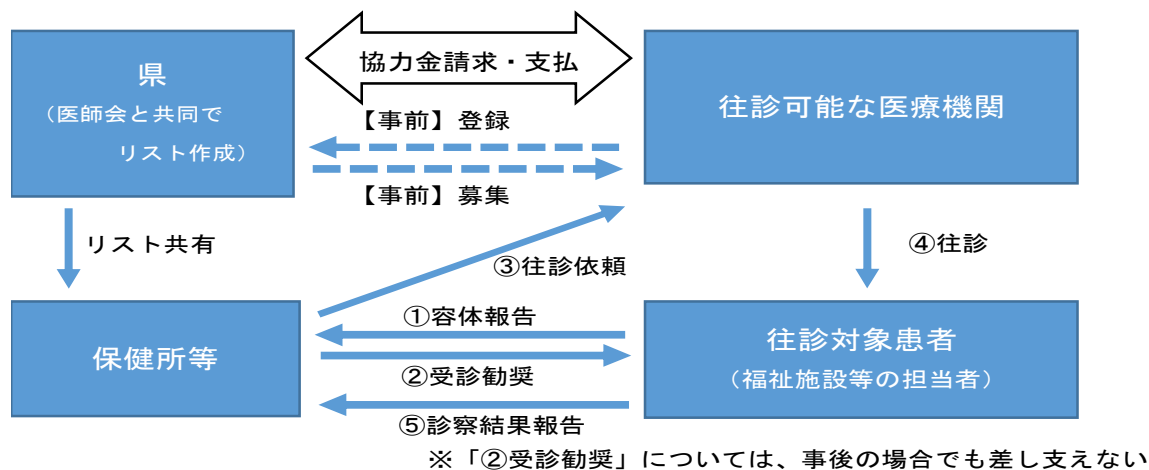
#### ① 往診可能なかかりつけ医のいる場合

保健所等と連携した在宅訪問医等を中心に往診を実施



#### ② 往診可能なかかりつけ医のいない場合

兵庫県医師会と協力して、往診可能な医療機関のリストを今週中を目途に作成しており、順次、保健所等に提供し、5月上旬には全県の往診体制を構築



### (2) 政令市・中核市の取組状況

市名	取組内容
神戸市	市医師会等と連携した往診の実施(4月23日～)
尼崎市	市医師会等と連携した往診の実施・支援(12月1日～)
西宮市	在宅訪問医等の往診の実施・支援(1月25日～)
明石市	在宅訪問医等の往診(4月22日～)
姫路市	市の在宅療養サポートチーム(医師・保健師等)による健康観察・治療(4月6日～)

※県の往診支援の対象となるものについては県の制度の活用が可能